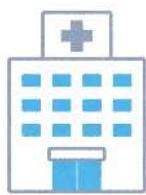


令和8年1月から 精神障害者保健福祉手帳2級の方が 新たに助成対象となります

自立支援医療（精神通院医療）指定医療機関



調剤薬局



病院・クリニック



訪問看護

自己負担 原則1割



精神科の通院治療にかかる医療費を無償化します

【例】総医療費10,000円、保険負担割合3割の場合

現状	令和8年1月から
医療保険 7,000円、自立支援医療 2,000円	医療保険 7,000円、自立支援医療 2,000円 重度心身障害者医療 1,000円
自己負担 1,000円	自己負担 0円

医療費助成の流れ

助成を受けるには、自立支援医療と重度心身障害者医療の両方の受給者証が必要です。
受給資格登録を受けた後に発生した医療費が助成対象となります。

埼玉県内の医療機関を受診したとき

現物給付

自己負担金が21,000円未満の場合
は窓口での支払いはありません。

※医療機関により償還払いとなることもあります。

埼玉県外の医療機関を受診したとき

償還払い

窓口で自己負担金（原則1割）を支払い、
後日、市役所へ還付の請求をします。

注意事項

- 65歳以上で精神障害者保健福祉手帳を初めて取得した方は対象外となります。
- 所得に応じた支給制限があります。

制度改正に関する最新の情報はホームページをご覧ください。